

1. 件名「福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（4号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング④」

2. 日時：平成28年11月30日 13時15分～14時25分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR 担当） 付

関管理官補佐、中野審査官、立元審査官

安全技術管理官（システム安全担当） 付

大高上席調査官、小嶋主任調査官、中村主任調査官、高倉技術参与
東京電力ホールディングス（株） 原子力設備管理部 副長 他9名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングスから、福島第二原子力発電所4号炉の高経年化技術評価等に係る福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のうち、高経年化技術評価（低サイクル疲労、2相ステンレス鋼の熱時効、電気・計装品の絶縁低下、その他の経年劣化事象、共通）に関する説明がなされた。これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘し、引き続き内容を確認することとした。

○低サイクル疲労に関して、

・原子炉容器の疲労評価に係る各評価対象部位の疲労累積係数の算出根拠

○2相ステンレス鋼の熱時効に関して、

・ステンレス鋼鋳鋼製機器の熱時効劣化評価対象部品の抽出プロセス

○電気・計装品の絶縁低下に関して、

・ケーブル（高圧難燃 CV ケーブル、難燃 PN ケーブル、難燃 CV ケーブル、難燃 FV ケーブル、難燃二重同軸ケーブル、難燃六重同軸ケーブル、難燃複合同軸ケーブル）の製造メーカ及び震災以外での交換実績

○その他の経年劣化事象に関して、

・給水系及び残留熱除去系の炭素鋼配管の腐食（流れ加速型腐食）について、社内規程における管理と日本機械学会の規格の内容。また、系統配管で残存寿命が最も小さい系統配管の点検記録

○共通に関して、

・各機器において、震災影響の健全性評価を行っている事象について、機器、部位、

劣化事象、確認結果等の内容

を提示すること。

(2) 東京電力ホールディングスより、本日の指摘等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

東京電力ホールディングス資料：

- ・東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所4号炉高経年化技術評価質問事項への回答